

第1章

文化の香り高く心豊かなまちづくり

～人づくりと文化の振興～

1. 歴史文化

■現況と課題

本町は、豊かな歴史的・文化的遺産に恵まれ、法隆寺をはじめとする寺社には、国宝や国・県指定の重要文化財の建造物や美術工芸品などの文化財が数多くみられます。そして、古代からの発展を示す古墳、寺院などの遺跡や、人々の生活の中で大切にされてきた古道や道標、石仏などの生活地域に残る身近な文化遺産があります。

平成20年には、史跡藤ノ木古墳、平成22年には、斑鳩文化財センターと聖徳太子歴史資料室を整備しました。また、情報発信施設としては、法隆寺iセンターやJR法隆寺駅の観光案内所があります。さらに、住民が地域に誇りを持ち、町外に斑鳩の魅力を伝える催しとして、観月祭、斑鳩の里ウォーク、斑鳩文化財センター展示会、太子の日フォーラムなどを開催しています。

これらの豊かな文化財や古代からの遺跡を保全・継承するとともに、より多くの人に本町の歴史と文化を伝えるため、観光やまちづくりと一体となった活用が求められます。また、斑鳩文化財センターや法隆寺iセンターなどの拠点施設については、住民が施設管理や企画・運営に積極的に関わり、よりよい活用や情報発信を行えるようなしくみを整える必要があります。

■基本方針

本町の歴史的・文化的遺産の保全や継承に努めるとともに、住民の誇りや生きがいとなり、本町を訪れる人への魅力となるように、観光やまちづくりと一体となった取組みをします。また、住民が施設の活用や情報発信に参加できるしくみを整えます。

■施策の体系

歴史文化

1. 歴史文化資源の保全・活用
2. 歴史文化情報の発信
3. 歴史文化の拠点づくり



■ 計画の内容

1. 歴史文化資源の保全・活用

- 現存する文化財について、専門家による調査をすすめるとともに、特別公開や見学会、展示会などの開催を通じて、広く関心を持ってもらえるような活用を行います。
- 伝統的な町並みや建築技術、郷土料理など、近世・近代を含めた地域に残る文化財や文化的な資源の調査や研究をすすめ、身近にある文化財の重要性を再認識できるよう案内板の設置などによって啓発に努めます。
- 西里や東里、龍田などの歴史的な町並みや三井、岡本などの集落景観を保全し、斑鳩らしい風景・景観づくりをすすめます。
- 文化財の保全や活用には、住民参加のしくみをつくり、住民とともに、より魅力的で誰もがわかりやすい文化財の活用をめざします。

2. 歴史文化情報の発信

- 斑鳩を訪れる人だけでなく、住民も斑鳩の歴史と文化について理解できるように、斑鳩文化財センターや法隆寺iセンター、聖徳太子歴史資料室などの拠点施設において、より魅力的な歴史と文化の情報を発信します。
- ホームページや町広報紙、マップやリーフレットなどさまざまなメディアを活用し、多様な情報発信を行います。
- 斑鳩の魅力を伝える観月祭、斑鳩の里ウォーク、斑鳩文化財センター展示会、太子の日フォーラムなどの催しについては、質の向上をはかり、町内外の人が斑鳩の歴史と文化の魅力を体験できるようにします。
- 情報の発信は、住民参加のしくみをつくり、住民とともに活用をすすめることで、より多様で魅力的な情報発信をめざします。

3. 歴史文化の拠点づくり

- 史跡中宮寺跡を生かした歴史公園を整備することで、歴史を身近に感じられる環境づくりをすすめます。整備計画や整備後の公園管理、また、歴史公園を活用したイベントなどの企画・運営には住民が参加し、よりよい活用がはかれるよう、住民参加のしくみをつくります。
- 斑鳩文化財センターや法隆寺iセンター、いかるがホールなどの施設や史跡藤ノ木古墳などが歴史と文化の拠点としてよりよい活用がはかれるよう、住民参加のしくみをつくります。

2. 文化・芸術

■現況と課題

本町の文化・芸術の拠点施設として、平成9年にいかるがホールを建設するとともに、文化振興活動の育成を目的とした補助金制度を創設し、文化・芸術団体の育成と支援を行ってきました。身近な活動の場としては、中央・東・西公民館があり、自主グループや各種教室に利用されています。

また、いかるがホールを拠点として、町民劇団の設立や斑鳩の里大学などの開催を通して、斑鳩の持つ独自の歴史的文化を大切にしながら、新しい文化・芸術の創造をはかっています。

今後も、文化・芸術活動の振興にむけ、情報提供の充実や参加機会の拡充、活動の支援を行っていく必要があります。また、いかるがホールや公民館などの施設については、住民の参加により、文化・芸術の拠点施設として、よりよい活用ができるようなしくみを整えることが求められます。

■基本方針

文化・芸術の振興をはかるため、文化・芸術にふれる機会を充実させ、魅力的な文化情報を発信し、自主的な文化活動の支援に努めます。また、多様化する住民のニーズに応えるため、住民が主体的にいかるがホールや公民館などの拠点施設を活用できるしくみを整えます。

■施策の体系

文化・芸術

1. 文化・芸術にふれる機会の充実
2. 文化・芸術活動の支援
3. 文化・芸術情報の発信



■ 計画の内容

1. 文化・芸術にふれる機会の充実

- いかるがホールや中央・東・西公民館などを活用し、さまざまな分野の質の高い文化・芸術に身近にふれる機会を充実させます。
- 文化事業の企画や運営に住民が参加できる体制づくりをすすめ、住民と行政が一体となって文化の振興に努めます。

2. 文化・芸術活動の支援

- 文化振興活動育成事業補助金交付制度の周知をはかり、住民の自主的な文化・芸術活動の育成や支援を行います。
- 文化・芸術活動の指導者をはじめ、人材の発掘や確保にむけた登録制度を確立するとともに、団体間や指導者と団体のネットワークを広げ、活動の充実をはかります。
- 住民の身近な文化・芸術活動の場として、各公民館で公民館教室を開講し、自主的な活動を支援します。

3. 文化・芸術情報の発信

- ホームページや町広報紙、機関誌などの内容の充実に努め、イベント情報や文化・芸術活動の情報などを町内外に広くわかりやすく提供します。
- 斑鳩らしい文化が香るまちづくりをすすめるため、印刷物やホームページなど、行政のあらゆる面にデザイン性が高い情報発信をめざします。



3. 生涯学習・生涯スポーツ

■ 現況と課題

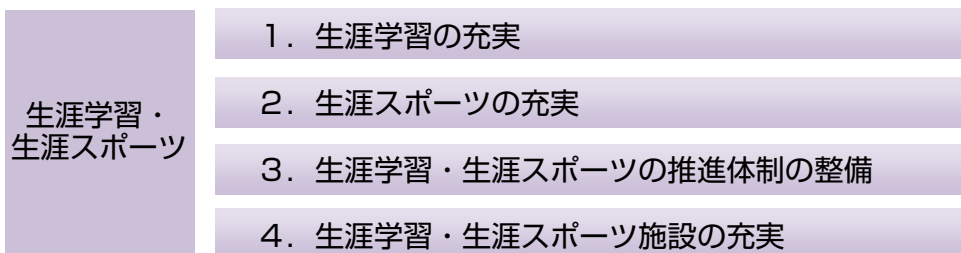
本町の生涯学習の場として、町立図書館、中央・東・西公民館があり、さまざまな催しや教室・講座が開催されています。多くの住民や団体が定期的に利用していますが、より住民の学習ニーズに合った内容の充実と住民参加による積極的な施設の活用が求められています。

スポーツ施設としては、体育館、テニスコート、ゲートボール場などを備えた、すこやか・斑鳩スポーツセンターのほか、グラウンド、テニスコート、プールがあります。体育協会や元気クラブいかるがなどの協力によって、体育大会やマラソン大会、スポーツ教室などを実施していますが、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみながら取り組める生涯スポーツの推進が求められます。

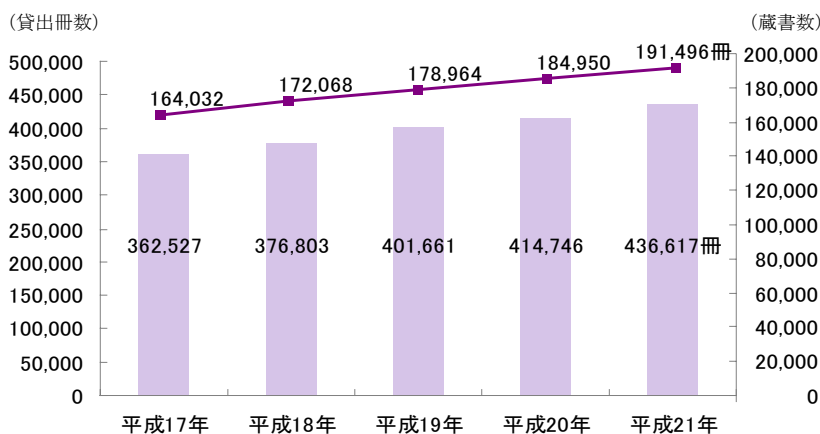
■ 基本方針

生涯学習の振興をはかるため、住民のニーズに合った学習機会や内容の充実、図書館機能の強化をはかります。また、誰もが楽しみながら、体力づくりや健康づくりができる生涯スポーツの振興をはかるため、参加の機会や内容の充実をはかります。

■ 施策の体系



● 図書館の蔵書数と貸出冊数の推移



資料：教育委員会生涯学習課

■ 計画の内容

1. 生涯学習の充実

- 多様化する住民の学習ニーズに対応し、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりにつながるよう、学習機会の拡充と内容の充実をはかります。
- 斑鳩の歴史と文化を生かしたプログラムの開発や、国際化や情報化などの時代背景に対応した学習内容の充実をはかります。

2. 生涯スポーツの充実

- 誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるよう、スポーツ教室の充実やクラブの育成に努めます。
- 体育大会やマラソン大会をはじめ、スポーツ、レクリエーションを通じた交流活動をすすめます。

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備

- 町内在住の指導者に関する人材バンクの設置とともに、リーダーの養成など人材の育成や確保をすすめます。
- 生涯学習や生涯スポーツに関するさまざまな情報を手軽に入手できる情報システムの整備をすすめます。
- 容易に施設が利用できるよう、施設予約システムの改善をすすめるとともに、施設に関する情報のネットワーク化をすすめます。

4. 生涯学習・生涯スポーツ施設の充実

- 身近な生涯学習の場である町立図書館、中央・東・西公民館について、多様なニーズに応じていけるよう設備の充実をはかります。
- 体育館やグラウンドなどのスポーツ施設を身近なスポーツ拠点として活用できるよう、設備の充実をはかります。
- 子どもから高齢者、障がいのある人など誰もが気軽に図書館を利用し本に親しめるよう、点字図書や大活字本の導入などを含めた時代のニーズに合った蔵書の充実をはかるとともに、国・県・市町村の図書館などとのネットワーク化をはかり、図書館機能の充実に取り組みます。

4. 学校教育

■現況と課題

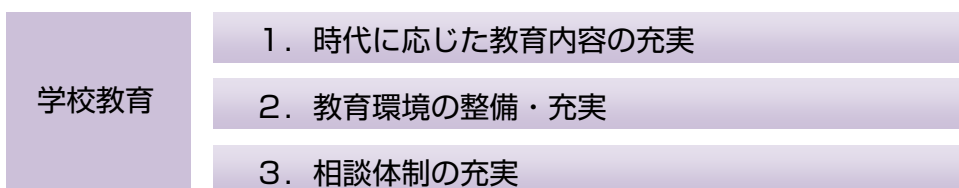
少子高齢化や核家族化など子どもをとりまく環境は大きく変わっており、非行や犯罪の低年齢化、児童虐待などが社会問題となっています。

本町には、小学校3校、中学校2校、幼稚園が4園（内私立1園）、県立高校が1校あります。園児および児童、生徒数は横ばいで、将来的にはゆるやかな減少で推移すると予測されます。小学校1～3年、中学校1年に30人学級編制を取り入れ、少人数学級による教育に取り組んでいます。子どもたちが地域の中で、さまざまな活動や体験ができるように、中学生による職業体験や外国人への観光ボランティア活動など、地域との協働で取り組んでいます。また、子どもたちの「生きる力」の育成を重視し、体力、学力を含む知・徳・体の育成に力を入れています。

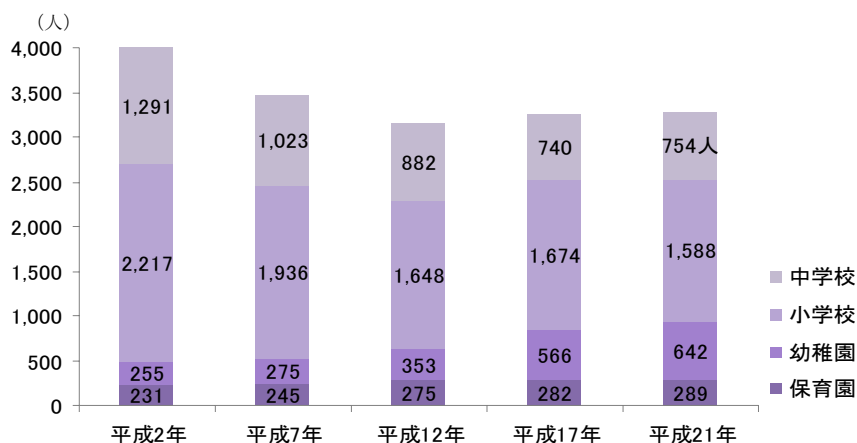
■基本方針

子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、自ら学び、生きる力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や、国際化や情報化などの時代背景に対応した取組み、さらに環境教育や福祉教育、道徳教育など、人づくりに重点をおいた学校教育を推進します。

■施策の体系



●園児・児童生徒数の推移



資料：学校基本調査、住民生活部福祉課

■ 計画の内容

1. 時代に応じた教育内容の充実

- 国際理解、情報、環境、福祉・健康、農業、食育など、教科等の枠を越えた分野で、各学校が創意工夫して、体験学習や調べ学習などを取り入れた教育活動を行い、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成をはかります。
- 国際化や情報化などの時代背景に対応した教育をすすめ、一人ひとりの個性や自主性、創造性を高める教育を推進します。
- 本町にある歴史的価値の高い文化遺産を歴史教育の教材とし、和の精神をふまえた道徳教育に努めるとともに、伝統と文化を尊重する心の育成をはかります。
- 学校行事や部活動などの集団活動を通じて、調和のとれた心身の発達と個性の伸張をはかり、社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成をはかります。

2. 教育環境の整備・充実

- 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備をはかります。
- 幼稚園、小学校、中学校の連携を強化することで、一貫性のある教育環境を整えるとともに、子どもたちがスムーズに新しい教育環境になじめるような取組みを充実します。
- 施設や設備など教育環境の整備や充実をはかります。小・中学校施設などの老朽化への対応とともに、耐震性の向上など、安全面への対応もすすめます。
- 時代に応じた教育や豊かな心を育む教育をすすめるため、経験年数に応じた研修や教科別の研修等を充実するなど、教職員の資質の向上に努めます。
- すべての人が教育を受けることができるよう、特別支援教育などを充実します。
- 引き続き少人数学級編成を導入することにより、児童、生徒一人ひとりに丁寧な指導を行うことで、学習のつまづきを早期に発見するとともに、基本的な学習習慣を養うなど、よりきめ細やかな教育を推進します。

3. 相談体制の充実

- いじめや不登校、非行問題や児童、生徒の心の問題に適切に対応するため、スクールカウンセラーなど専門家による相談体制の充実をはかるとともに、教職員一人ひとりが努めながら、県こども家庭相談センターなど、関係機関との連携を強化します。
- 幼児の発達の遅れに不安を感じている保護者に対し、就学にいたる療育や家庭教育についての相談体制を充実し、支援が必要と思われる幼児の就学を円滑にすすめます。

5. 人権・平和・多文化共生

■現況と課題

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対するさまざまな人権問題が今なお存在しています。最近では、児童虐待や*ドメスティック・バイオレンスなど、近親者などによる人権侵害も増加の傾向にあります。

本町では、平成6年に町議会において、「いじめや差別のない町づくり推進に関する決議宣言」が採択されましたが、すべての行政施策において人権に配慮するとともに、住民の人権意識の醸成をはかる必要があります。さらに、相談体制を充実することにより、潜在化する人権問題の早期発見と解決にむけた取組みが求められています。

また、人類共通の願いである世界平和にむけて、本町では、昭和60年に「斑鳩町非核平和宣言」を行い、世界の真の平和が達成されるよう望んできました。今後さらに、その精神が住民に浸透していくよう、広報や催しなどさまざまな方法を用いて働きかけていく必要があります。

また、グローバル化がますます進む中で、外国人観光客の来訪や地域への居住が増加しています。本町でも、平成20年末時点で、162人が外国人登録をしており、さらに多くの外国人が観光で本町を訪れています。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」を推進することが求められています。

■基本方針

人権意識の高揚をはかるとともに、人権問題への理解を深めるための啓発活動や人権教育をすすめます。また、児童虐待や*ドメスティック・バイオレンスなど、子どもや女性、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する人権侵害を未然に防ぐための啓発活動や相談体制を整備し、人権の擁護に努めます。

非核平和をすすめるため、真の平和の大切さを考えるとともに、その実現にむけた住民への啓発活動を行い、平和の尊さを訴えていきます。

また、多文化共生を推進するため、多言語での情報発信や相談体制の充実、多文化共生に関するセミナーの開催などを行います。

■施策の体系

人権・平和・
多文化共生

1. 人権意識の高揚
2. 人権の擁護
3. 非核平和の推進
4. 多文化共生の推進

■ 計画の内容

1. 人権意識の高揚

- 人権意識が高く、思いやりのある児童、生徒を育成するため、学校教育において、人権教育をすすめます。
- 人権意識を高めるため、広報活動をはじめ、講演会などあらゆる機会を利用して住民への啓発活動をすすめます。

2. 人権の擁護

- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人への差別などあらゆる差別に対し、行政と住民、関係団体、事業者などが一体となり、差別のない社会環境づくりをすすめます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見にむけ、相談体制の強化や保護者への啓発、保健センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、警察、民生児童委員、県こども家庭相談センターなどと連携した見守り体制の充実などをすすめます。
- *ドメスティック・バイオレンス、*セクシャル・ハラスメントなどの人権侵害に対し、関係機関と連携しながら、相談・救護体制づくりをすすめます。
- 情報化の進展によるプライバシーの侵害やインターネットによる中傷・誹謗など新たな人権侵害に対し、行政と住民、学校、事業者などが協力し、保護や防止に努めます。
- 高齢者や障がいのある人の権利擁護にむけ、*成年後見人制度や*地域福祉権利擁護事業など支援策の周知とともに、相談支援体制を確立します。

3. 非核平和の推進

- 「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民への意識啓発をはかります。特に、次代を担う青少年には、学校教育や地域での活動を通じて本宣言の趣旨を積極的に伝えます。
- 非核平和に関する情報提供や住民の自主的な活動の支援を行います。

4. 多文化共生の推進

- 多言語でくらしの情報が得られるよう、多言語によるパンフレットやホームページの充実をはかります。
- さまざまな組織や団体と連携することで、多言語で生活相談や医療相談ができる体制を整えます。また、外国人の子どもへの支援体制を充実します。
- 多文化共生への関心を持ってもらうためのセミナーや交流イベントなどを開催します。

6. 男女共同参画

■ 現況と課題

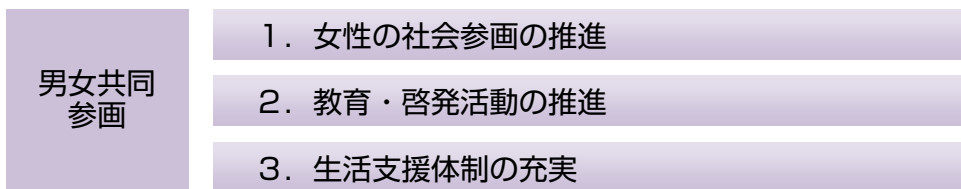
本町では、平成16年に「男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年に、第2次男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」を策定しました。男女が互いの人権を尊重し、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるように、男女双方の意識改革や子育て・福祉サービスなどの生活支援にむけた取組みをすすめて、男女共同参画が可能な環境の整備に努めています。

しかし、家庭や地域、職場などの身の回りでは、「女だから」「男だから」という意識から生まれる不平等感や不自由感が残っています。誰もが生き生きとくらせる活力ある社会「男女共同参画社会」をめざし、住民、事業者、行政が共に考え、力を合わせ、地域のあらゆる場面や行政の各分野において、男女共同参画の視点を反映させる取組みをすすめていく必要があります。

■ 基本方針

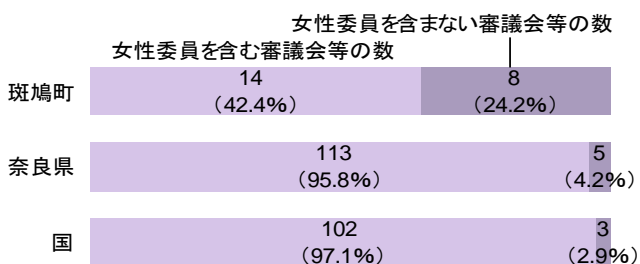
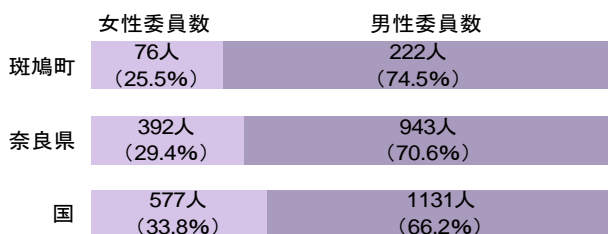
男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる社会づくりをめざし、住民、事業者、行政が一体となった取組みをすすめます。男女共同参画社会の実現をめざし、教育や啓発活動をすすめるとともに、女性の人権を守るための取組みや男女共同参画を促進するため、一人ひとりの生活スタイルに応じた支援体制の充実に努めます。

■ 施策の体系



● 政策・方針決定の場への女性の参画状況

< 審議会等における女性委員の割合 >



斑鳩町・奈良県：地方自治法第202条の3、その他法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会等
国：国家行政組織法第8条に基づく国の審議会等
(町・県は平成22年3月31日、国は平成22年9月30日現在)

■ 計画の内容

1. 女性の社会参画の推進

- 「男女共同参画推進計画」に基づき、「男女共同参画社会推進本部」と「男女共同参画推進委員会」を中心に住民、事業者、行政が一体となった計画の推進をはかります。
- 行政などに女性の意向が十分反映されるよう、女性の人材発掘と育成をはかり、政策・方針決定の場への女性の参加や各種審議会への女性の登用を促進します。
- 社会のさまざまな分野での女性の自主的な活動を支援し、参加機会を拡充するとともに、女性リーダーの育成にむけた学習機会の充実に努めます。

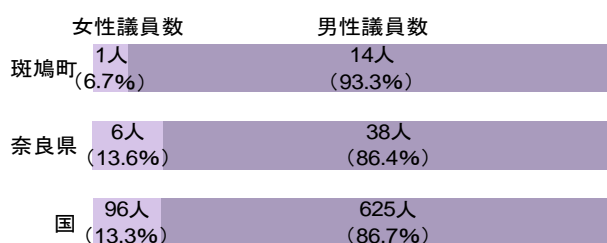
2. 教育・啓発活動の推進

- 男女共同参画の実現にむけ、男女平等教育や啓発活動を学校、公民館、町立図書館や地域社会などさまざまな場ですすめ、男女双方の意識の向上に努めます。
- 女性に対する暴力や人権侵害の撤廃にむけ、町広報紙など、さまざまな機会をとらえて啓発をすすめます。

3. 生活支援体制の充実

- 男女双方が安心して働くことができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、子育て・福祉サービスなどの生活支援にむけたより一層の取組みの充実に努めます。
- 育児休業や介護休業などを男女双方が必要なときに利用できるよう、啓発活動などを通じて、社会環境づくりをすすめます。
- 暴力や虐待など女性に対するさまざまな人権侵害に対して、適切で迅速な助言や援助活動が行えるよう、関係機関と連携した総合相談体制や救援体制を整備します。

<女性議員の割合>



(町・県は平成22年3月31日、国は平成22年12月現在)

